

2021年3月8日

学生・入学予定者および保証人の皆さまへ

愛知東邦大学
学長 榊 直樹

2021年度の授業実施方法について

新型コロナウイルスの感染が未だ続く中で、本学が4月からの新学年で行う授業の「実施方法」について、お知らせします。

三密を避けるため、授業は「対面」「オンライン」「対面とオンラインとの併用」の3タイプに分かれます。それは、コロナ禍のもとで学生と教職員に求められる最も重要な姿勢「自ら感染しない」「他人に感染させない」環境を守ることと、大学の授業を生き生きと展開し、学生同士が集える機会を何とか確保することを、同時に実現したいと考えるからです。過去1年、首都圏等の大規模大学がオンラインのみの授業を押し通してきた中で、本学は対面を少しでも増やす努力と工夫を重ねてきたつもりです。

「せっかく大学に入ったのに」と、不満に思う方も少なくないでしょう。でもワクチンの接種が始まり、展望が見え始めてきました。今しばらく自らを律し、終息の日まで辛抱しましょう。

【授業実施方針】

原則受講生が80名以上の科目は、原則オンラインによる授業を実施します。これ以外の科目は、原則対面授業で実施しますが、一部科目ではオンライン授業または対面授業とオンライン授業を併用して授業を実施します。

対面授業で実施する場合は、教室定員の50%を目安(試験座席指定方式)に履修者数を制限します。また、科目担当者/学生ともに健康観察を実施し、教室入室時の感染予防対策(マスク着用徹底、手洗い・手指消毒、各自で座席等の消毒実施)を徹底します。

以下に該当する学生については、対面授業の一部または全部をオンラインに変更するなどの配慮を行います。

- (1) 陽性者および濃厚接触者のため、出席停止となった場合
- (2) 通学した場合に感染する可能性が高い状況にあり、教務委員長が認めた場合
(大学への申請が必要です。詳細はガイダンス時に案内します)
- (3) その他、感染症対策会議が必要と認めた場合

【新型コロナウイルス感染拡大の防止策としての「欠席」の取り扱い】

2020年度より実施している「新型コロナウイルス感染拡大の防止策としての「欠席」の取り扱い」は2021年度も継続します。皆さんだけでなく、大学に関わる全員の健康と安全を守るための特別措置です。感染を拡大させることがないように、適切に本制度を活用してください。詳細は裏面を確認ください。

【オンライン授業を受講するために】

上記の通り、対面授業とオンライン授業が混在することとなります。また、今後の感染拡大の状況によっては、全科目をオンライン授業に切り替える可能性があります。

こうした場合に備えて、学生の皆さんはオンライン授業を受講することができる学習環境(PC、Wi-Fiなどの通信環境など)を整えるようにしてください。

以上

学生各位

愛知東邦大学
感染症対策会議

新型コロナウイルス感染拡大防止策と「欠席」の取り扱い（継続）

本学は、新型コロナウイルスの感染が続く状況にあっても、皆さんの学びと教職員の活動が大きな支障なく続けられるよう、2020年度に続き以下の防止策をとります。皆さんご自身はもちろん、大学に関わる全員の健康と安全を守るための特別措置としてご理解ください。この特例措置は、感染拡大が落ち着く頃までを想定しています。

1. 次の(1)～(4)いずれかに該当する場合は、以下の症状がなくなるまで自宅で休養してください。
 - (1) 保健所・保健センターから陽性者または濃厚接触者として認定された、または自費による検査により陽性反応が出た場合（必ず学生・キャリア支援課に連絡してください）。
 - (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - (3) 重症化しやすい方等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - (4) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※なお、症状が4日以上続く場合は、必ず「かかりつけ医等の地域で身近な医療機関」または「受診・相談センター（最寄りの保健所）」に連絡し、相談してください。また、医師やセンターからの助言・指示を記録しておいてください。

参考：愛知県新型コロナウイルス感染症特設サイト

(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>)

2. 上記1の指示に基づく授業の欠席については、下記の手続きにより「教育的配慮」をします。
 - (1) 「新型コロナウイルスに関連した欠席事由報告書」を学生・キャリア支援課で受け取ってください。
 - (2) 「欠席届」と上記「新型コロナウイルスに関連した欠席事由報告書」を**事由解消から7日以内に**教務課へ提出してください。病院に行っていない（診断書がない）場合でも、今回は特例措置扱いにします。なお、診断書が発行されている場合は欠席届に添付してください。
教務課に欠席届を提出した**翌日から14日以内（有効期限内）**に科目担当者に提出し、科目担当者から教育的配慮の内容（レポートや特別課題）を確認してください。

3. 基礎疾患¹がある学生やその他通学に不安がある場合で、常時対面授業を受講できない学生は、教務課に連絡してください。必要な申請を行わなければ、教育的配慮は受けることはできません。

<問い合わせ先>

教育的配慮に関すること：教務課（052-782-1938 / kyoumu@aichi-toho.ac.jp）

体調面に関すること：学生・キャリア支援課（052-782-1936 / gakuseicareer@aichi-toho.ac.jp）

¹ 糖尿病、心不全など慢性の循環器疾患、肺気腫など慢性の肺疾患、呼吸器疾患（気管支喘息）、肝機能疾患、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗癌剤の投与を受けている方など免疫が抑制された状態にある方、妊娠中の方など